

政令第六十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第二項並びに国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第八条第一項、第二項及び第四項並びに第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 法第八条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
- 二 疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等（以下この項において「対象特定代理等」という。）が発生した年月日及び場所
- 三 対象特定代理等が発生した業務の内容
- 四 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容（当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあつては、当該財産の内容を含む。）及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の目的
- 五 対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項
- 六 疑わしい取引の届出を行う理由
- 七 その他主務省令で定める事項

第十九条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（本人特定事項の確認を行っている一般顧客等との取引に準ずる取引等）

第二条 改正法附則第八条第一項の改正法附則第三条に規定する第二号施行日（以下「第二号施行日」という。）以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等（同項に規定する司法書士等を含む。以下同じ。）が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等（以下この条において「一般顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該一般顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に改正法第六条の規定（改正法附則第一条第二号に規定する犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧

法」という。) 第四条第一項又は第二項の規定による確認(以下この条において「旧法確認」という。)を行い、かつ、当該旧法確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という。)第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している一般顧客等に係るものとする。

2 改正法附則第八条第一項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う一般顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている一般顧客等であることを確かめる措置をとった取引(当該取引の相手方が当該旧法確認に係る一般顧客等又は代表者等(法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。))になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項(法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。))を偽っていた疑いがある一般顧客等(その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある一般顧客等を含む。))との間で行うものを除く。)とする。

3 第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防

止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第二条第一項」とする。

（本人特定事項の確認を行っている特定社団等顧客等との取引に準ずる取引等）

第三条 改正法附則第八条第二項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等（以下この条において「特定社団等顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該特定社団等顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している特定社団等顧客等に係るものとする。

2 改正法附則第八条第二項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う特定社団等顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている特定社団等顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る特

定社団等顧客等又は代表者等になりすまして疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3 第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第三条第一項」とする。

（旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第四条 改正法附則第八条第四項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が改正法附則第八条第四項に規定する顧客等（以下この条において「顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認(以下この条において「旧法確認」という。)及び改正法第六条の規定による改正後の法第四条第一項(第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項(同条第一項第一号に係る部分並びに資産及び収入の状況に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認に相当する確認(以下「目的等相当確認」という。)を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等がこれらの記録を保存している顧客等に係るもの

二 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が顧客等との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に目的等相当確認を行い、かつ、

当該確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を保存している顧客等に係るもの

2 改正法附則第八条第四項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの並びに当該旧法確認及び当該目的等相当確認が行われた際にこれらの確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（旧法の規定に準ずる確認等を行っている場合における経過措置）

第五条 司法書士等が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第一項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第四条第一項又は第二項の規定による確認と、当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録とみなして、改正

法附則第八条第一項及び第三項の規定を適用する。

2 司法書士等が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第二項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認と、当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録とみなして、改正法附則第八条第二項及び第三項の規定を適用する。

(主務省令)

第六条 この附則における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同条第五項又は第六項」に改める。

別表第二十一号中「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項若しくは第五項」を「同条第五項若しくは第六項」に改める。

理由

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、行政書士又は行政書士法人等による疑わしい取引の届出に係る事項を定める等の必要があるからである。